

川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱
(愛称エンゼルパートナー制度)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業（愛称「エンゼルパートナー制度」という。以下「事業」という。）は、市内に住所を有する母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）において、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は社会通念上必要と認められる事由により生活援助、保育サービス等が必要な家庭及び生活環境が激変し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭に対し、家庭生活支援員（以下「支援員」という。）を派遣し、必要な生活援助及び子育て支援を行い、もってひとり親家庭等の福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体及び方法)

第3条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体等（以下「事業受託団体」という。）に委託して実施するものとする。

(ひとり親家庭等の定義)

第4条 この要綱においてひとり親家庭等とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める家庭とする。

(1) 母子家庭 法第6条第1項に規定する女子で現に20歳未満の児童を扶養している家庭

(2) 父子家庭 法第6条第2項に規定する男子で現に20歳未満の児童を扶養している家庭

(3) 寡婦 法第6条第4項に規定する女子又は40歳以上の法第6条第1項に規定する女子であって現に児童を扶養していない者
(派遣対象)

第5条 支援員の派遣対象は、次に掲げるひとり親家庭等とする。ただし、離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象とする。

(1) 修学等の自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）又は社会通念上必要と認められる事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等）により、一時的に生活援助及び子育て支援のサービスが必要な家庭等

(2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育している母子家庭及び父子家庭であって、親族の支援を受けることが困難であり、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助及び子育て支援のサービスが必要な家庭等

(3) その他緊急的事態の発生等の特別な事情により生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じたために、生活援助及び子育て支援のサービスが必要な家庭等

(便宜の種類及び内容)

第6条 便宜の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

めるとおりとする。

(1) 生活援助 家事、介護その他の日常生活の便宜

(2) 子育て支援 保育サービス及びこれに付帯する便宜

(生活援助及び子育て支援の日数等)

第7条 生活援助及び子育て支援は、原則として月10日かつ一年度

(4月から翌年3月末までとする。) 240時間を限度として行うものとする。ただし、やむをえない事情があると認めた場合にはこの限りではない。

(事業の実施場所)

第8条 この事業の実施場所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活援助 被生活援助者の居宅

(2) 子育て支援 次に掲げる場所又はこども文化センター、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい場所

ア 支援員の居宅

イ 講習会等職業訓練を受講している場所

(支援員の選定及び登録)

第9条 事業受託団体は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者のうちから支援員を選定し、川崎市ひとり親家庭等家庭生活支援員略歴書(第1号様式)に基づき、川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業・家庭生活支援員登録簿(第2号様式)に登録するものとする。

(1) 生活援助 次の要件のいずれかを満たす者

ア 介護職員初任者研修を修了した者

イ 旧介護保険法による訪問介護員養成研修又は介護職員基礎研

修を修了した者

ウ 生活援助に関わる職務経験として相当と認められる支援事業
又は施設で1年以上の経験を有する者

エ 生活援助の実施に必要な研修として市長が認めた研修を修了
した者

(2) 子育て支援 別表第1に掲げる一定の養成研修を修了した者又は
次の要件のいずれかを満たす者

ア 保育士、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教
諭又は養護教諭資格を有する者

イ 子育て支援に関わる職務経験として相当と認められる子育て
支援事業又は施設で1年以上の経験を有する者

ウ 子育て支援の実施に必要な研修として市長が認めた研修を修
了した者

2 事業受託団体は、支援員に登録されている者を対象として家庭生
活支援員連絡会を年1回以上開催し、その資質の向上に努めるもの
とする。

(支援員登録証明書の発行)

第10条 支援員は、生活援助及び子育て支援をするときは、事業受
託団体が発行した川崎市ひとり親家庭等家庭生活支援員登録証明書
(第3号様式)を携帯しなければならない。

(派遣等対象家庭名簿について)

第11条 事業受託団体は、本事業の実施に当たって、派遣の調整等
を行うコーディネーターを配置し、あらかじめ利用を希望する者と
コーディネーターが面接を行った上で、川崎市ひとり親家庭等日常
生活支援事業・家庭生活支援登録申請書(第4号様式)に基づき、

川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業・派遣等対象家庭名簿（第 5 号様式。以下「派遣等対象家庭名簿」という。）に登録するものとする。

2 派遣等対象家庭名簿に登録した者（以下「利用者」という。）は、前項で申請した内容に変更等があったとき及び毎年 1 1 月 1 日における家庭の状況を川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業派遣等対象家庭名簿更新・変更・失効届（第 6 号様式）により速やかに事業受託団体に届け出なければならない。

3 事業受託団体は、前項の届出を受けた時は、その内容を確認し、派遣等対象家庭名簿を更新する。

4 1 1 月 1 日の状況が確認できなかった利用者の情報については、派遣等対象家庭名簿から削除することができる。

（支援員の派遣等手続及び支援内容の記録）

第 1 2 条 事業受託団体は、支援員の派遣を必要とする利用者の要請に基づいて、適切な支援員を派遣する。

2 支援員の派遣の要請については、川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣依頼書（第 7 号様式－1）によるものとする。

3 支援員は、生活援助及び子育て支援の実施内容等について、川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣報告書（第 7 号様式－2、第 7 号様式－3 及び第 7 号様式－4）を作成の上、第 7 号様式－2 については事業受託団体宛てに、第 7 号様式－4 については利用者宛てに速やかに送付し、第 7 号様式－3 については、自身の控えとする。

（支援員に対する手当等）

第 1 3 条 事業受託団体は、前条第 3 項の報告書を確認の上、支援員に対し、生活援助及び子育て支援の活動単位数に応じて手当の支給を行うものとし、手当の額は、別表第 2 に定めるとおりとする。

2 利用者は、生活援助及び子育て支援に係る食費等の実費相当額を負担するものとする。

(事業実施報告書の提出)

第 1 4 条 事業受託団体は、当該年度の終了後速やかに、川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施報告書（第 8 号様式）を川崎市に提出するものとする。

(関係機関との連絡)

第 1 5 条 事業受託団体は、本事業の実施に当たっては、常に各区地域みまもり支援センター、民生委員児童委員等の関係機関との連絡を緊密に行うものとする。

(実施上の留意事項)

第 1 6 条 事業受託団体は、本事業の実施に当たって保有した個人情報漏洩、紛失、改ざん、誤用等を防止するため、適切に管理しなければならない。

2 支援員は、その業務の遂行に当たって、ひとり親家庭等の母若しくは父又は児童の人格を尊重し、当該家庭に関する職務上知り得た秘密を守らなければならない。また、支援員を退いた後も同様とする。

(その他の事項)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から適用する。〔市長決裁〕

附 則

この要綱は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年 11 月 4 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 27 日をもって施行する。ただし、平成 14 年 4 月 1 日に遡って適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 25 日をもって施行する。ただし、平成 14 年 4 月 1 日に遡って適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日をもって施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日をもって施行する。

2 第 7 条に規定する時間数は、平成 23 年度については、120 時間とする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 号様式において、改正前の様式にて提出された申請書については、改正後の様式にて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日をもって施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 11 月 2 日をもって施行する。ただし、令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用するものとする。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用

することができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 5 日をもって施行する。ただし、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 2 8 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 9 条関係）家庭生活支援員子育て支援養成研修

研修科目
1 児童の発達と遊び（講習Ⅰ） （考え方） 0 歳から 1 0 歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。 具体的な例を検討することを通じて、出来るだけ実践的に容易に 応用することが可能な知識を学ぶ。
① 乳幼児期の発達
② 学童期の発達
③ 児童にとっての遊び
2 健康管理と救急対応（講習Ⅱ） （考え方） 0 歳から 1 0 歳位までの児童がかかりやすい病気についてその 特徴を学ぶ。 その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起 こした場合などの際の応急措置などについて実技指導をまじえて 学ぶ。さらに健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。
① 児童の病気
② 救急時の対応と応急措置
③ 児童の成長と食生活
3 保育所における見学実習 （考え方） 保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方 などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保 育士が児童にどのように関わっているのかについて見学する。

4 子育て支援の状況（講習Ⅲ）

（考え方）

子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んだことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうよう配慮する。

① 現代の子育て事業

② 研修全体のまとめ

別表第2（第13条関係）家庭生活支援員に対する手当

子育て支援	1 深夜・早朝以外の通常勤務時間（9時～18時） （1）児童1人の場合 1,200円×延活動単位数 （2）児童2人の場合 1,200円×延活動単位数×1.5 （3）児童3人の場合 1,200円×延活動単位数×2 （4）児童4人の場合 1,200円×延活動単位数×2.5 （5）児童5人の場合 1,200円×延活動単位数×3 2 講習会会場等 1,500円×延活動単位数 3 早朝・夜間等（18時～翌日9時） （1）児童1人の場合 1,500円×延活動単位数 （2）児童2人の場合 1,500円×延活動単位数×1.5 （3）児童3人の場合 1,500円×延活動単位数×2 （4）児童4人の場合 1,500円×延活動単位数×2.5 （5）児童5人の場合 1,500円×延活動単位数×3 4 宿泊分 5,000円×延児童数 5 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 （1）30分未満は0単位 （2）30分以上1時間未満は0.5単位 （3）1時間以上は1単位
生活援助	1 深夜・早朝以外の通常勤務時間（9時～18時） 2,000円×延活動単位数 2 早朝・夜間等（18時～翌日9時） 2,500円×延活動単位数 3 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する

	場合について、次のように活動単位数を換算し、 1, 860円を乗じて得た額とする。 (1) 30分未満は0単位 (2) 30分以上1時間未満は0.5単位 (3) 1時間以上は1単位
--	---

※子育て支援については、以下のとおりとする。

- ①宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額とする。
- ②児童数に応じた負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。
- ③10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする